

北上市学校給食センター規則の一部を改正する規則

北上市学校給食センター規則（平成３年北上市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（所管学校） 第２条　〔略〕	（所管学校） 第２条　〔略〕 （<u>係の設置</u>） <u>第３条　北上市南部学校給食センターに、管理係を置く。</u>
（所掌事務） <u>第３条</u>　〔略〕	（所掌事務） <u>第４条</u>　〔略〕
（職員） <u>第４条</u>　センターに、所長<u>及び所長補佐</u>を置くほか必要に応じて上席主任管理栄養士、主任、主任管理栄養士その他の職員を置く。	（職員） <u>第５条</u>　センターに、所長を置くほか必要に応じて<u>所長補佐、係長、</u>上席主任管理栄養士、主任、主任管理栄養士その他の職員を置く。
（職員の職務） <u>第５条</u>　〔略〕 ２　所長補佐は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。	（職員の職務） <u>第６条</u>　〔略〕 ２　所長補佐は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。<u>ただし、所長補佐を置かないセンター又は所長が所長補佐を兼ねるセンターにあっては、あらかじめ所長が指定する職員がその職務を代理する。</u> <u>３　係長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所掌事務を処理する。</u>
<u>３</u>　〔略〕	<u>４</u>　〔略〕

(補足) 第 6 条 [略]	(補足) 第 7 条 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。